不動産売買契約書

収入印紙

貼付

　売主　○○○○（以下、「甲」という） と 買主 株式会社○○○○（以下、「乙」という） は甲が所有する後記不動産（以下、「本件不動産」という）について次のとおり売買契約を締結する。

第１条（売買契約の成立）

本件不動産の売買代金は金○○○○万円也とし、乙は手付金○○○万円也を平成○○年○月○日に甲に支払い、甲はこれを受領した。乙は本売買代金の内入金として○○○○万円也を平成○○年○月○日までに甲に支払い、残代金○○○○万円也については平成○○年○月○日より平成○○年○月○日に至る○○ヶ月にわたり○○○○万円也を甲に支払うものとする。

ただし、前記支払途中さらに乙が内入金を増大した場合、甲はその都度精算を行い、以降の分割支払金額を改定できるものとする。

第２条（物件の引渡時期）

　本件不動産の引渡時期は乙が本売買代金の内○○○○万円以上を支払った以降に甲乙協議によりこれを定めるものとする。

第３条（所有権移転登記申請期日）

本件不動産の所有権移転及びその移転登記申請期日は本件売買契約締結日以降、甲乙協議によりこれを定めるものとする。なお、所有権移転登記に要する費用は乙の負担とする。

第４条（租税公課等の負担）

本件不動産に対する租税公課その他の賦課金は本件売買契約締結日より乙の負担とする。この負担金は甲が一時的に立て替えることもあるが、甲の請求がある場合、乙は直ちに甲に支払うものとする。

第５条（転売等の禁止）

　乙は割賦金の完済までは甲の書面による承諾なしに本件不動産を他に転売、賃貸又は他人を専有させることはできず、本件不動産に造作改造、増築等を加えることもできない。

第６条（遅延損害金）

　乙が割賦金、立替金等の支払を遅延した場合、乙は支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年○○％（年３６５日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第７条（危険負担）

本件不動産が割賦弁済中に天災その他不可抗力によって滅失又は毀損した場合はその滅失又は毀損は乙の負担とする。

第８条（その他）

　本契約に別段の定めのない事項は民法の規定に従うものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書２通を作成し、各自署名押印のうえ、その１通を保有する。

平成○○年○月○日

売主（甲）　住所

 （氏名）○○○○

買主（乙）　住所

 （会社名）株式会社○○○○

 （代表者）○○○○